

【参考 3】

平成 26 年分以後の株式等の譲渡所得等について

(ページ)

I 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する特例措置の廃止 … 61  
 II 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する特例措置の廃止 … 61  
 III 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の概要 …… 62

**I 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する特例措置の廃止**

上場株式等を譲渡した場合の上場株式等の譲渡所得等に係る**10%軽減税率**（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、**平成25年12月31日をもって廃止**され、**平成26年1月1日以後**は、本則**税率の20%**（所得税15%、住民税5%）が適用されます。

○ 上場株式等の譲渡所得等に係る所得税の税率

区 分	平成25年分	平成26年分～
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	10%（所得税7%、住民税3%）	<b>20%</b> （所得税15%、住民税5%）
上 記 以 外	20%（所得税15%、住民税5%）	

(注) 平成25年から平成49年までの各年分の確定申告の際には、上記所得税と併せて、基準所得税額（「申告書B 第一表」の④欄の金額）に**2.1%**の税率を乗じて計算した**復興特別所得税**を申告・納付することになります。

**II 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する特例措置の廃止**

特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する**10%軽減税率**（復興特別所得税と併せて10.147%（所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%））の特例措置は、**平成25年12月31日をもって廃止**され、**平成26年1月1日以後**に源泉徴収されるものは、本則**税率の20%**（復興特別所得税と併せて**20.315%**（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%））が適用されます。

○ 源泉徴収選択口座内調整所得金額に係る源泉徴収税率

平成25年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日～平成49年12月31日
10.147% （所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%）	<b>20.315%</b> （所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）

### Ⅲ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）の概要

#### 1 非課税措置（NISA）の概要

##### (1) 概要

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆるNISA）は、20歳以上（口座開設の年の1月1日現在）の居住者又国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）を対象として、平成26年から平成35年までの間に、年間100万円を上限として非課税口座内で取得した上場株式等の配当等<sup>(注1)</sup>やその上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税となる制度<sup>(注2)</sup>です。

非課税措置を受けるためには、**金融商品取引業者等に非課税口座を開設**し、非課税管理勘定を設定する必要があります（非課税口座開設の申請手続は、平成25年10月1日から開始されています。）。

（注1）非課税口座を開設する金融商品取引業者等を経由して交付されるものに限られ、上場株式等の発行者から直接交付されるものは課税扱いとなります。

（注2）非課税口座内で取得した上場株式等を譲渡したことにより生じた**損失はないものとみなされます**。したがって、その上場株式等を譲渡したことにより生じた損失と、特定口座や一般口座で保有する上場株式等の配当等やその上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。

##### ○ 主な適用要件等

非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者（対象者）	口座開設の年の1月1日において <b>20歳以上</b> の居住者等
口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
非課税管理勘定設定数	各年分ごとに <b>1非課税管理勘定のみ</b> 設定可 (勘定設定期間ごとに <b>1金融商品取引業者等に</b> 限ります。ただし、勘定設定期間が異なれば、同一の金融商品取引業者等である必要はありません。)
非課税投資額	<b>1非課税管理勘定</b> における投資額（①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移管された日における終値に相当する金額の合計額）は <b>100万円</b> を上限 ※ 未使用枠は翌年以後繰越不可
保有期間	<b>最長5年間</b> 、途中売却可（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
非課税投資総額	最大500万円（100万円×5年間）

##### ○ 勘定設定期間及び各勘定設定期間に対応する基準日

勘定設定期間	基準日
平成26年1月1日から平成29年12月31日	平成25年1月1日
平成30年1月1日から平成33年12月31日	平成29年1月1日
平成34年1月1日から平成35年12月31日	平成33年1月1日

（注）「勘定設定期間」とは、非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間のことをいい、「基準日」とは各勘定設定期間に応じて定められており、非課税口座開設の手続の際に、この基準日における国内の住所を証する書類を提出することになります（「2 非課税口座開設の手続」参照）。

#### (2) 非課税口座に受け入れることができる主な上場株式等（非課税口座内上場株式等）

イ 次の上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日からその年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額<sup>(注)</sup>の合計額が100万円を超えないもの

① 上記期間内に金融商品取引業者等への買付けの委託（買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

② 非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、一定の手続により移管がされる上場株式等

ロ 非課税口座内上場株式等につき株式の分割・併合、会社法に規定する株式無償割当て、法人の合併・分割、株式交換・株式移転又は投資信託の併合により取得する一定の上場株式等で、非課税口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

ハ 非課税口座内上場株式等につき所得税法第57条の4第3項に規定する取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、非課税口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

ニ 非課税口座内上場株式等である新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、非課税口座内上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使、所得税法第57条の4第3項に規定する取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、非課税口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

ホ 非課税口座内上場株式等である旧新株予約権を発行した法人を、被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする合併、分割、株式交換又は株式移転により取得する合併法人等新株予約権等で、非課税口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

ヘ 非課税口座に設けられた2以上の非課税管理勘定に係る同一銘柄の非課税口座内上場株式等について生じた上記ロからホの事由により取得する一定の上場株式等で、その2以上の非課税管理勘定のうち最も新しい年に設けられた非課税管理勘定への受入れを、その非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

（注）取得対価の額とは、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。

#### 2 非課税口座開設の手続

##### (1) 非課税適用確認書の交付申請書の提出

金融商品取引業者等へ、本人確認書類を提示した上で、①「非課税適用確認書の交付申請書」及び②「基準日における住所の所在地の市区町村長から交付を受けた住民票（除票）の写しなど（提出日前6か月以内に作成されたもの）」を提出し、後日、③「非課税適用確認書」の交付を受けます。

##### (2) 非課税口座開設届出書の提出

金融商品取引業者等へ、本人確認書類を提示した上で、交付を受けた③「非課税適用確認書」及び④「非課税口座開設届出書」を提出し、非課税口座を開設します。

（注1）申請手続は、**同一の勘定設定期間で1金融商品取引業者等に対してのみ**行うことができます。

（注2）①「非課税適用確認書の交付申請書」及び④「非課税口座開設届出書」を兼用様式により提出できる金融商品取引業者等もあります。この場合の提出書類については、非課税口座を開設する金融商品取引業者等におたずねください。